

能登半島地震の概要

目 次

第1	災害対策関係の法律	1 頁
第2	地震規模等	8 頁
第3	被害状況（石川県）	10 頁
第4	避難所、仮設住宅	14 頁
第5	能登半島地震に係る応急復旧活動	19 頁
第6	能登半島地震に係る政府の対応	24 頁
第7	反省と教訓	26 頁
	追記	

令和6年3月3日作成

千代田法律・会計事務所

能登半島地震発災後2ヶ月を経過したが、復旧・復興はこれからである。本稿は、災害対策関係の法律体系及び発災から災害応急対策の段階までの経過概要を記載した。

第1 災害対策関係の法律

1 災害対策関係法律の体系（地震関係の一般的なもの）

（1）基本法

- ① 災害対策基本法
- ② 大規模地震対策特別措置法

（2）災害予防関係

- ① 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ② 地震防災対策特別措置法
- ③ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

（3）災害応急対策関係

- ① 災害救助法
- ② 自衛隊法（災害派遣）
- ③ 消防法（消防団）
- ④ 警察法（警察災害派遣隊）

（4）災害復旧・復興，財政金融措置関係

- ① 被災者生活再建支援法
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律
- ③ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（一般的に「激甚災害法」という。）

2 基本法

（1）災害対策基本法

ア 目的

- ① 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在の明確
 - ② 防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本
 - ③ 総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保
- に資することを目的としている。

イ 基本理念

- ① 被害の最小化及びその迅速な回復
- ② 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担、相互の連携協力
- ③ 災害発生時は速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害からの復興等を図る。

ウ 行政機関の責務

（ア）国

組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる。

（イ）都道府県

当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成・実施し、区域内の市町村等が処理

する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。

(ウ) 市町村

当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため当該市町村の地域に係る防災計画を作成・実施する。

(エ) 指定公共機関(防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関)

その業務に係る防災計画を作成・実施し、国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように当該都道府県又は市町村に対し協力する。

エ 災害緊急事態の布告

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済および公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

オ 指定避難所の指定

市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

カ 対口(たいこう)支援(応急対策職員派遣制度)

都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。

キ 災害対策基本法の改正

(ア) 避難指示

避難勧告と避難指示(緊急)は避難指示に一本化された。避難指示で危険な場所から全員避難する、緊急安全確保は既に安全な避難ができず命が危険な状態で、避難指示までに必ず避難を終える。

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(イ) 罹災証明書

罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったことから、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として本法に位置付けた。

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付しなければならない。罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

ク 災害対策基本法に位置付けされたもの

(ア) DMAT、JMAT

① DMAT（災害派遣医療チーム）

阪神・淡路大震災において初期医療体制の遅れから、平時の救急医療レベルの医療が提供されていれば、救命できたと考えられる「避けられた災害死」が500名存在したことから、医師が災害現場で医療を行う必要性が認識され、日本DMATが発足し、本法に位置付けられた。

DMATは、都道府県が指定するDMAT指定医療機関（主に災害拠点病院）に所属し、訓練・派遣・派遣要請は、災害対策基本法の定める「防災基本計画」によって決められている。

DMATには各都道府県で管理しているいわゆる「ローカルDMAT」があり、主に県内で発生した災害に対応する。

② JMAT（日本医師会災害医療チーム）

JMATは、日本医師会JMAT本部（日本医師会災害対策本部）の指揮を受け活動する。日本医師会は、2014年2月、東日本大震災におけるJMATの活動が評価され、災害対策基本法の「指定公共機関」の指定を受けた。

(イ) 災害ボランティア

阪神・淡路大震災においてボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることが、改めて認識され、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として新たに本法に位置付けられた。

国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- ① 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- ② 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(ウ) 自主防災組織

地震や風水害など大規模災害が発生した直後は、消防や警察などの公的機関の救援不足が生ずるため、地域社会が結束して災害に対処する必要性・重要性があり、自主防災組織は、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と本法に位置付けられており、地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織である。自治会など地域で組織される。活動を支援し取組を促進するため補助金が交付される。

(2) 大規模地震対策特別措置法

ア 目的

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

イ 地震防災対策強化地域の指定等

内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれがある場合に特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（強化地域）として指定するも

のとする。

3 災害予防関係

(1) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

ア 趣旨

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他の国の財政上の特別措置について定める。

イ 地震対策緊急整備事業計画

地震防災対策強化地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画（地震対策緊急整備事業計画）を作成することができる。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(2) 地震防災対策特別措置法

ア 趣旨

日本全国で発生しうる地震災害に備え、積極的に地震防災対策を進めるための法律である。

イ 主な内容

全国における地震防災対策の強力な推進として次の二つを規定している。

(ア) 地震防災緊急事業5箇年計画の策定（策定主体：都道府県知事）

避難地、避難路、消防用施設など29施設等の整備計画。このうち、消防用施設、公立小中学校等の耐震改修など9施設等については国庫補助率の嵩上げがされる。

(イ) 地震調査研究推進本部の設置

地震調査研究推進本部は文部科学省の特別の機関であり、地震の調査・研究に関する業務を一元的に担っており、調査・研究の成果を関係機関に提供することで、地震による被害の軽減を目指している。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

ア 趣旨

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するとしている。

イ 国、地方公共団体及び国民の努力義務

(ア) 国

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

(イ) 国及び地方公共団体

① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又は斡旋、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

(ウ) 国民

建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

4 災害応急対策関係

(1) 災害救助法

ア 趣旨

災害救助法は、国の責任において被災した国民を救助する趣旨でできている。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るとしている。

イ 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行う。

ウ 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

エ 救助の種類・強制権の発動

（ア）救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置
- ② 食品、飲料水の給与
- ③ 被服、寝具等の給与
- ④ 医療、助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 住宅応急修理
- ⑦ 埋葬
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除

（イ）強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

オ 応急修理制度

（ア）概要

住宅の応急修理とは、災害のため住居が半壊、半焼の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その者の資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度である。

（イ）住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。1世帯あたりの限度額は54万7千円以内である。

（ウ）応急仮設住宅との関係

応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない場合、対象となる。

（2）自衛隊法

ア 災害派遣

自衛隊は、天災地変その他災害に対して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、都道府県知事等の要請（ただし、特に緊急を要する場合は、要請を待たずに）に基づき、防衛大臣またはその指定する者の命令により派遣され、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行う。

イ 災害派遣以外

自然災害の他、航空機や船舶の事故等の救援、医療施設に恵まれない離島などでは救急患者の輸送などにも当たっている。

(3) 消防法（消防団）

ア 消防団

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関である。消防団は自治体の条例に基づき設置されている。

消防団員は、業を別に持つ一般市民で構成されており、自治体から装備及び報酬が支給される非常勤地方公務員である。消防署に常駐し24時間体制で勤務する専門の消防士とは異なる。

イ 消防団の活動内容

消防団は、消火活動、救助活動、水防活動、防火・啓発活動等を行う。

(4) 警察法（警察災害派遣隊）

ア 警察災害派遣隊

警察は災害対処の為に広域緊急援助隊や機動警察通信隊を設置し運用していたが、危機管理体制を見直し、広域的な部隊派遣態勢を敷くため部隊を拡充した。

警察災害派遣隊は、大規模災害が発生した際に全国の警察から被災地に派遣され、災害対処を行う警察部隊である。隊員は各都道府県警の警察官から選ばれ、派遣後は現地警察本部の指揮下に入る。警察庁や管区警察局からも要員が選ばれ、情報の収集や調整を行う。

イ 即応部隊、一般部隊

警察災害派遣隊は即応部隊と一般部隊に分かれている。

(ア) 即応部隊

災害が起きた際に直ちに被災地に派遣され活動する。隊員は自活を原則とし、被災地の警察本部の支援を得ずに行動する。あらかじめ要員を指定しておき、災害発生と同時に被災地に投入される。要員は3日から1週間をめぐりに交代する。

(イ) 一般部隊

大規模災害発生時から一定期間を経た後に、主として被災県警察の機能を補完・復旧するため、生活安全、刑事、交通、警備等の各分野について長期間の派遣を前提としている部隊である。

災害発生後2週間目あたりから被災地に投入し、要員は1週間から2週間をめぐりに交代する。

5 災害復旧・復興，財政金融措置関係

(1) 被災者生活再建支援法

ア 趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

イ 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

ウ 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 支援金

支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単身世帯は各3/4相当の金額）。

被災世帯の区分 (損害割合)	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
(1)全壊 (50%以上) (2)解体 (3)長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
(4)大規模半壊 (40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
(5)中規模半壊 (30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律

ア 趣旨

災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金を規定する。

なお、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による被害をいう。

災害弔慰金・災害障害見舞金は、市町村から支給される。災害援護資金の貸付は、市町村が行う。

イ 災害弔慰金

支給額は、

- ① 生計維持者が死亡した場合：500万円
 - ② その他の人が死亡した場合：250万円
- である。

ウ 災害障害見舞金

震災により重度の障害を受けた人には、災害障害見舞金が支給される。

エ 災害援護資金の貸付

震災で、負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の人は災害援護資金の貸付が受けられる。

オ 生活復興支援資金の貸付

生活復興支援資金は、東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより生活の復興を支援する資金である。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

ア 趣旨

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定する。

イ 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

(ア) 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を「激甚災害」として政令で指定する。

(イ) 前項の指定を行なう場合には、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

ウ 激甚災害指定のメリット

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

近年の実績（平均）では、激甚災害の場合、約95%まで補助率が嵩上げされている。

第2 地震規模等

1 地震規模、複合地震

(1) 地震規模

ア マグニチュード7.6

1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする深さ16km、マグニチュード7.6の地震が発生した。

午後4時10分9秒に南西の方向へ向かって断層の破壊が始まり、それから13秒後の午後4時10分22秒には別の断層で北東の方向へ破壊が進み、強い揺れを発生させた。複数の断層が連動してずれ動いたことで揺れが長い時間にわたって続き、震度6強を観測した。

マグニチュード7.6の地震の2分後に西におよそ70km離れた能登半島沖を震源とする別の地震が起きた。

能登地方の広い範囲で震度6弱以上の揺れを観測するなど、被害を伴った。また、石川県では長周期地震動階級4を観測した。

京都大学防災研究所の境有紀教授が地震計のデータを分析したところ、穴水町の地震計では、建物に大きな被害を与える周期が1秒から2秒の揺れが多く含まれていて、建物倒壊に大きく影響した。

イ 震度分布

この地震で震度7の非常に激しい揺れを志賀町で観測した他、震度6強を七尾市や珠洲市、穴水町で、震度6弱を中能登町と能登町、新潟県長岡市で観測した。

更に当時は震度の情報が入電されていなかった震度計のデータを気象庁が分析した結果、輪島市でも震度7の揺れを観測した。

石川県で震度7を観測するのは観測史上初めてだということで、気象庁は、今回の一連の地震活動を「令和6年能登半島地震」と名付けた。

京都大学防災研究所の境有紀教授が地震計のデータを分析したところ、穴水町の地震計では、建物に大きな被害を与える周期が1秒から2秒の揺れ（キラーパルス）が多く含まれていて、建物倒壊に大きく影響した。

ウ 余震

能登半島地震では1月1日の発生以降も、大きな地震が断続的に起きている。気象庁によ

ると、1月10日午前8時時点で震度5弱以上の揺れは16回、震度1以上は1,285回に上る。

京都大防災研究所の西村卓也教授（測地学）は「地震の規模が大きく、能登半島沖の地理的な特性と相まって余震の数が増えている。」と説明している。

(2) 複合地震（＝複合災害）

ア 津波

専門家の分析では、地震の直後に津波が発生し、珠洲市には約1分以内、七尾市には約2分以内、富山市には約5分以内で沿岸に到達していた。

津波の痕跡から能登町の白丸で高さ4.7m、珠洲市飯田港で高さ4.3mに達していたとみられる他、新潟県上越市の船見公園では高さ5.8mの階段に津波が運んできた漂流物が残されていた。

また「海底地すべり」が発生し、津波が起きた可能性も指摘されている。

イ 海底隆起

珠洲市から輪島市、志賀町にかけて、沿岸部の海底が総延長約85kmにわたって隆起して陸地となった。これにより、以前より最大約200m、海岸線が海側にせり出した。

輪島市皆月湾周辺では、地表が約4m隆起し、地震前に比べて陸地部分が約200m分拡大した。

珠洲市長橋町の漁港では海底が露出し、設置された津波観測計が観測できない状態になった。珠洲市から輪島市にかけての沿岸部約50kmの範囲だけで、陸地が約240ha増加した。

ウ 液状化

内灘町や新潟市西区など各地で深刻な液状化の被害が起きた。専門家の分析で、東西320kmにわたり液状化が確認され、今回、特に「砂丘」の陸側で集中していた。

2 二重災害（珠洲市で令和5年5月の震度6強の地震被害）

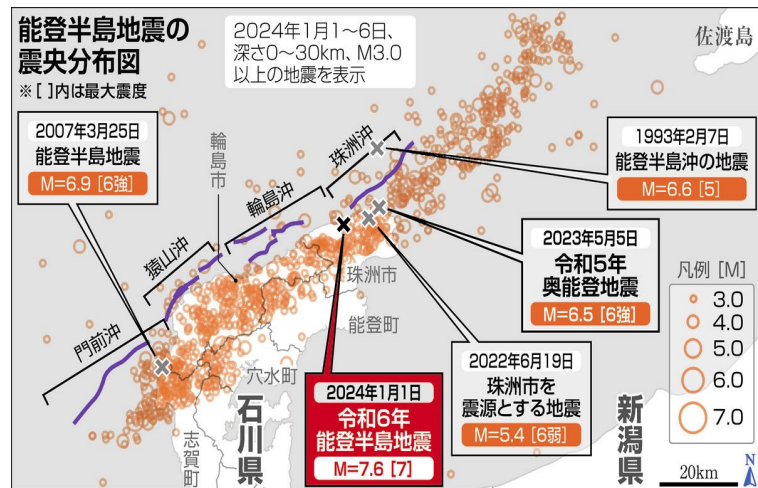
令和5年中に石川県で震度1以上を観測した地震が241回発生した。このうち最大規模の地震は5月5日14時42分に能登半島沖で発生したM6.5の地震で、珠洲市で震度6強を観測した他、東北地方から中国・四国地方にかけて震度5強～1を観測した。同日以降、県内で最大震度3以上を観測した地震の回数は、[震度6強]1回、[震度5強]1回、[震度4]5回、[震度3]11回であった。

この地震で、住宅全壊40棟、大規模・中規模半壊313棟、準半壊。一部損壊3,027棟の被害があり、今回と合わせ二重災害となった。

3 過去の地震

能登半島周辺では、過去に多くの地震が発生し、能登半島先端付近で死者、家屋損壊や山崩れなどの被害が生じた。

明治以降では、1892年のM6.4、1896年のM5.7、1933年のM6.0といった被害地震が発生した。特に、1933年の地震では、鹿島郡で死者3名、家屋倒壊などの被害が生じた。最近では、1993年に能登半島沖でM6.6の地震が発生し、珠洲市を中心に被害が生じた。



4 能登半島を壊滅させた原因（流体地震）

(1) 金沢大の平松良浩教授

金沢大の平松良浩教授（地震学）は「能登半島から佐渡島まで北東と南西の方向に延びる断層帯があり、それらの断層が連動し、一体となって地震を起こしている可能性がある。」と話す。

能登半島地震を引き起こしたのは、半島の南西側から北東の佐渡島方向に延びる複数の断層とみられ、長さ約150kmに及ぶ。地下深くにある水などの「流体（液体と気体の総称）」が徐々に浅い所まで上昇し、断層は滑りやすくなっていた。更に複数の断層が連動したことで、大地震となった可能性を指摘している。

(2) 京都大学防災研究所・西村卓也教授

京都大学防災研究所・西村卓也教授は、「今回の巨大地震の直接的な原因は活断層で、活断層は過去何百年にわたり、日本列島を東西に押し合う力を受け、巨大なエネルギーを溜めていた。

その活断層を“暴発”させたのは、一昨年から能登半島で続く“流体地震”だ。能登の地中にある流体は水だと思われ、東京ドームにして20個分以上、約30,000万立方mほどの水が地下深くから上昇し、地下10～16kmほどの所に溜まった。これが岩盤に圧力をかけたり、摩擦力で固定されていた断層に潤滑油として入り込み、小さな地震を頻発させていた。この“流体”が能登半島北岸の活断層を刺激し、今回の巨大地震を引き起こした。」と述べている。

第3 被害状況（石川県）

1 人的被害（2月28日時点）

(1) 死者

241人（災害関連死21人を含む） 珠洲市103人 輪島市102人

※ 災害関連死とは、地震の揺れや津波などによる直接的な被害で亡くなるのではなく、その後の避難生活などで病気が悪化したり、体調を崩したりして死をいう。

(2) 重軽傷者

1,188人

(3) 安否不明者

7人

2 住家被害（2月28日時点）

(1) 倒壊家屋 74,792 棟 (半壊、一部損壊を含む)

1 月末時点で約 4 万 6 千棟であったが、確認が進み 2 月 28 日午後 2 時現在で県内では能登地方を中心に 7 万 4,792 棟の住宅で被害が確認された。特に輪島市、珠洲市、穴水町で大きく増えた。石川県内の全壊家屋は、約 8,500 棟に達した。

輪島市：全壊 3,318 棟、半壊 3,134 棟、一部破損 6,096 棟

珠洲市：全壊 3,173 棟、半壊 2,486 棟、一部破損 3,783 棟

(2) 古い住宅に被害が集中

珠洲市や輪島市では耐震基準を満たした建物が倒壊を免れており、専門家は「耐震化されていない古い住宅に被害が集中した可能性があり、対策を急ぐ必要がある。」と指摘している。

地震の揺れによる建物への影響に詳しい京都大学生存圏研究所の中川貴文准教授は、今回の能登半島地震で観測された地震動をもとに、耐震性能の異なる木造住宅がどの程度被害を受けたかシミュレーションを行った結果、最大震度 7 の揺れを観測した志賀町では、どの耐震性能の建物も倒壊しなかった。

これに対して、震度 6 強だった珠洲市や輪島市では、強度が現在の耐震基準より 20% から 60% しかない建物が次々と倒壊した。

その理由について中川准教授は、珠洲市や輪島市では木造住宅に被害が発生しやすい周期の揺れが観測されたためとしている。

一方、珠洲市や輪島市でも現在の基準を最低限満たしている建物は倒壊は免れ、中川准教授は耐震補強がされていなかった古い木造住宅に被害が集中した可能性があるとしている。

(3) ビルの倒壊

内灘町では、液状化現象が発生してビルが地面にめり込み、近くでは地割れが数本確認された他、地面が水平方向にずれ動き、家屋の倒壊を促した。

3 火災

(1) 輪島市の観光名所「朝市通り」

能登半島地震で発生した火災で 200 棟以上が焼け、鎮圧状態となったのは 1 月 2 日午前 7 時 30 分頃、東京ドームよりやや大きい 5 万 2,000 平方 m が焼失した。

津波警報が発令され一刻も早く避難するよう呼びかけられたこともあり、初期消火は殆ど実施されず、1ヶ所から出た火の手は瞬く間に広がり、多くの住民が犠牲になった。

また、水道管が壊れて断水が起きて消火栓は使えなかったため、近くを流れる河原田川の水を使うことにしたが、地震による地盤の隆起が影響したのか、川にはほとんど水が流れておらず、消火に十分な水をくみ上げることはできなかった。

輪島市の朝市通り周辺では燃えにくい鉄筋コンクリートなどの建物でも、窓や扉などの開口部から燃え移り延焼を阻止できなかった。

(2) 火災の発生率

強い揺れとなった地域の火災の発生率は人口 1 万人当たり 1 件と試算され、1995 年の阪神・淡路大震災と比べるとおよそ 3 分の 1 と低かった一方、2011 年の東日本大震災の 5 倍ほどだった。

(3) 津波による火災

更に石川県珠洲市と能登町で発生した津波による火災の面積は合わせておよそ 0.37 ha であった。

4 停電

(1) 停電戸数

発災直後の停電数は約 4 万戸であったが、2 月 28 日現在 710 戸停電中である。

北陸電力送配電は、停電しているのは土砂崩れなどで立ち入りが困難な場所や、建物が甚大な被害を受けるなど早期の復旧が見通せない地域が多いとしている。

(2) 設備被害数

電柱の傾斜	約 2,270 本
電柱の折損	約 740 本
電線の断線・混線	約 1,650 箇所

5 断水

(1) 断水戸数

発生直後、石川県内ではおよそ 11 万戸で断水が確認された。特に輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町では、ほぼ全域で地震により水道が機能を停止し、それにより重要施設である病院・医療機関でも断水が発生した。

地震から 8 週間余りがたって復旧作業が徐々に進み、2 月 28 日午後 2 時の時点で能登地方を中心におよそ 1 万 9,000 戸の断水が続いている。

自治体別でみると、ほぼ全域で断水しているのが珠洲市のおよそ 4,650 戸である。

(2) 長期化の原因

断水の長期化でトイレや洗濯、それに入浴が制限されるなど、被災した地域では 2 月末時点でも厳しい環境での避難生活が続いている。

川から取った水は導水管を通過して浄水場に送られ、配水池を経由して各家庭につながり、末端の水道管が壊れて断水になるケースが多かったが、珠洲市では川から水を浄水場へ送る大元の導水管が壊れた。

石川県の基幹部分の水道管の耐震化を示す「耐震適合率」は 36.8%。県も耐震化が不十分だったと認めている。

6 道路被害

(1) 本格的な復旧には数年かかるところも

能登半島地方の各地で道路の亀裂や陥没、土砂崩れなどが判明し、石川県管理のうち最大 42 路線の 87 カ所（1 月 4 日時点）が通行止めとなった。石川県によると、1 月 31 日時点での通行止めは 26 路線 64 カ所である。

自動車専用道路「のと里山海道」や国道 249 号などの幹線道路が被災し、復旧作業のための移動や支援物資の輸送などに支障が出た。

道路の寸断により、「孤立集落」も発生。奥能登で最大 24 地区 3,345 人（同月 8 日時点）が孤立した。

沿岸部を走る国道 249 号線や県道 38 号線は斜面の崩壊やトンネルの崩落など大規模な被害が出ていて、今後の本格的な復旧には数年かかるところもある。

珠洲市は、地元の建設会社 30 社でつくる「珠洲建設業協会」と協定を結び、入札ではなく協会を通じて建設会社に発注し、速やかに復旧工事ができるようにしていたが、地元の建設会社も被災したため人手が足りず、国を通じて富山県や新潟県の建設会社に応援に入ってもらって工事を進めている。

珠洲市によると、道路の被害状況は国を中心に調査が行われている段階で全容はつかめておらず、全面的な復旧の見通しは立っていない。

(2) のと里山海道

能登半島に続く大動脈「のと里山海道」は、2007 年の能登半島地震でも大きな被害を受けたが、今回も甚大な被害を受けた。

のと里山海道は、金沢市と能登半島を結ぶ交通の大動脈であるが、越ノ原 IC から穴水 IC

へと向かう区間では、能登大橋へと続く道が大きくえぐられ、完全に寸断されてしまった。路面はズタズタに割れ、走っていた車はその亀裂に挟まっていた。路面の下にあった土がむき出しになった。

(3) 能越自動車道

能越自動車道は、穴水 I C と、のと三井 I C の間が輪島方面への一方通行となり、南に向かう穴水方面は通行止めになっている（2月17日時点）。

(4) 石川県管理道路

能登半島地方の各地で道路の亀裂や陥没、土砂崩れなどにより、石川県管理のうち最大42路線の87カ所（1月4日時点）が通行止めとなった。

ア 能越自動車道の石川県管理区間

能越自動車道の石川県管理区間（延長約38.2km）は、盛土部の道路が崩落するなど甚大な被害が発生しており、崩壊を免れた盛土部についても不安定な状態になっているところや橋梁の損傷等がある。

イ 国道249号の沿岸部

国道249号の沿岸部（延長約52.9km）は、地割れや段差、道路の大規模な崩落、トンネルや橋梁など構造物の損傷等が複数箇所が生じた。

(5) 市町村道路

能登半島北部の輪島市の手前までは高速道路（能越自動車道）があるが、その先の輪島市や珠洲市を走る道路は市町道が中心で、これらのエリアの道路で陥没、土砂崩れによる法面崩壊の被害が深刻で、壊滅的な状態となった。

6 鉄道

(1) JR七尾線（津幡一和倉温泉）

レールがゆがんだり、架線用の電柱が線路側に傾いたりといった被害があった。15日、高松—羽咋はくい駅間の運行が本数を減らして再開され、全線約60kmの半分で運行できるようになった。

(2) 能登半島の海沿いを走るローカル線「のと鉄道」

約33kmの全線で運休が続き、地面の隆起でレールは波打った状態である。複数のトンネルで土砂の流入が確認され、穴水町の本社建屋も応急危険度判定で「危険」とされた。運営する第3セクターによると、従業員も全47人のうち40人以上が被災した。

7 港湾

石川県内にある69漁港のうち86.9%に当たる60漁港が地盤の隆起や防波堤、岸壁、臨港道路の損傷などの被害を受けた。

転覆や沈没、座礁などの被害を受けた漁船は230隻以上。荷さばきなどを行う水産業共同利用施設や漁業用施設は50カ所以上で損壊が確認された。

東京大地震研究所などのチームによると、隆起は3.6m。同漁港周辺でも海岸線が沖まで100m以上後退し、消波ブロックが陸上にあらわになった。

少し南の黒島漁港（同市門前町黒島町）周辺では、港を含めて以前海底だった部分が完全に海面から出た状態となった。

8 航空

能登空港は、滑走路に多数のひび割れが確認されていて、1月24日まで発着するすべての便の欠航が決まっている。

9 土砂災害

河道閉塞等土砂災害が300件発生した（新潟県18、富山県13、石川県269）。土砂災

害により、全壊49戸、半壊14戸、一部損壊14戸に人家被害が発生した。比較的規模が大きく下流への影響が懸念される箇所として、国土交通省は、1月23日に6河川、14ヶ所の河道閉塞を公表した。

10 テレビ 通信障害

(1) テレビ

地上波テレビ放送が最長で23日間にわたって停波し、被災地の広範囲で携帯電話の通信障害が発生するなど、被災者の安全に直結する情報のライフラインが脅かされた。

停電で最大120局の地上波テレビ・ラジオ中継局が停波した東日本大震災以降、非常用電源の設置などの対策は進められていたが、半島部特有の交通事情など新たな課題も浮き彫りになった。

地震で停電した輪島市一帯では、中継局は非常用電源による発電で放送を継続したが、バッテリーの燃料が枯渇し、1月2日昼ごろから停波となる地域が出始めた。

陸路に限られる半島部では道路の寸断などで燃料補給が十分にできず、3つの中継局で地上波テレビ放送が停波。余震も続く中、一時約2,130世帯（うち約1,430世帯は民放のみ）がテレビの情報を得られない状況となった。

特に影響が長引いたのが、住民の孤立が起きた市東部の旧町野町地区にある輪島町野中継局である。土砂崩れが多発した山頂部にあり、地上から向かうことも自衛隊ヘリでの燃料輸送も困難になった。1月24日正午過ぎに商用電源が復旧、停波を解消できたが、約700世帯が23日間にわたって地上波テレビを視聴できなかった。

(2) 固定電話

能登半島北部を中心に固定電話や携帯電話の通信サービスが使いづらい状況は続いている。NTT西日本島田氏は「通信ケーブルが複数の箇所で切れてしまっている。半島という地形による現場へのアクセスのしにくさも影響し、復旧作業が進みにくい状況にある。」と述べている。

(3) 携帯電話

全面的に携帯電話も不通であった。大手携帯4社の通信サービスは、石川県内では、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、宝達清水町、金沢市の8市町で障害が発生した。

各社は車載型・可搬型の基地局や衛星通信サービス「スターリンク」を活用、1月17日までに一部の立ち入り困難地域を除き応急復旧を完了させた。

メディアコンサルタントの境治氏は「非常用電源の設置など中継局の強靱化は進んでいたが、交通網の寸断でこれだけ長期間停電が続いたのは想定外。通信障害も同時に起き、改めて半島地域での大規模災害対応の難しさが浮き彫りになった。」と指摘する。

(4) ラジオ

民放連は北陸放送とエフエム石川を通じ、電池式ラジオ計200台を被災者や避難所に配布した。平成28年の熊本地震を契機に、大規模災害時に配布するラジオを備蓄していたという。遠藤龍之介会長は「停電の中で『ラジオの情報が命綱だった』という声もある。地元局が関係者の協力を得ながら情報のライフラインを維持できた。」と手応えを語った。

11 河道閉鎖

崩れた斜面の土砂が川を塞ぐ河道閉塞が、能登半島を流れる6つの川の合わせて14箇所で見られた。

第4 避難所、仮設住宅

1 避難所

(1) 指定避難所

ア 自治体の地域防災計画に沿って設置

指定避難所は、災害対策基本法に基づいて、各自治体で地域防災計画が立てられ、それに沿って設置されている。災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。

一定の期間滞在するための場所であり、ある程度の人員を屋内に収容できる学校や体育館、公民館などが指定されている。指定緊急避難場所を兼ね、そのまま滞在できる場所もある。

イ 指定避難所の形態

(ア) 1次避難所

災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する施設

(イ) 1.5次避難所

災害発生直後に開設された1次避難所などから、自宅の復旧や仮設住宅、2次避難所などへの入居までの間、被災者の生活環境を確保するために設けられる施設

(ウ) 2次避難所

1次避難所に避難した高齢者や障害者のうち、1次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する施設

2次避難所との呼び方はなくなる可能性がある。

(エ) 福祉避難所

災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障害者のうち、要介護度や障害の程度が高く、1次・2次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する専用施設

(オ) その他

3次避難所は交流のある地域の空き家への疎開、4次避難は復旧・復興事業の事前対策としての避難所の他、自宅避難所、広域避難所、縁故避難所等がある。

(2) 指定避難所の開設・運営

ア 原則と実際

被災者が滞在し生活する避難所（指定避難所）の開設・運営は、地域防災計画の上では自治体（市区町村）の職員が行うと定められているものの、実際には被災当事者を含めた地域住民、地元の消防団、施設管理者、自治体職員、また場合により外部から駆けつけてくれた災害派遣医療チームや赤十字救護班、入浴支援、医療支援で災害派遣出動してくれた自衛隊、炊き出し等のボランティアなどが協力連携して行う。

イ 鍵の管理

避難所開設の段階から自治体職員が駆け付けるのは現実的に困難な場合が多いため、これを待たず速やかに避難所を開設できるよう、実際には施設の管理者（公民館や公共施設ではその職員、学校では教職員など）の他、地元の自治会や町内会、消防団、自主防災組織、ボランティアなども鍵を管理している。

ウ 避難所生活者に対する生活上の公的支援

(ア) 避難所の運営は、市町村が行う自治事務であり、避難所における生活環境の整備は努力義務である。

内閣府は、市町村に対し「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（避難所運営ガイドライン等）を通じて助言している。

(イ) 市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。財源は地方交付税で処置する。

エ 具体的運営

具体的運営は、秩序を保ち集団生活を円滑に過ごせるよう、運営組織を立ち上げ、リーダーや各担当の役割分担、交替制の当番などを決めて行われる。

誰もが経験したことがない避難所生活において混乱やトラブルは付きものであり、平時にどの程度準備できていたかにより、運営の成否は大きく左右される。そのため、普段から運営計画（マニュアルなど）の作成や実際に訓練を行っておくこと、地域の自主防災組織等を主体とする準備が有効とされている。

高齢者、乳幼児や妊産婦、障害者、外国人、怪我人や病人、身内や家族を亡くした（特に遺児）など、多様なケースの避難者がおり、準備でも実際の運用でも様々な配慮が必要である。

(3) 避難所への避難

ア 避難する際の注意事項

(ア) 分電盤のブレーカー断

避難する際には、倒壊建物による通電火災が極めて多いことから、分電盤のブレーカーは必ず切ってから避難する（ガス栓は震度5相当でガスメーターが自動的にガスを遮断する）。

(イ) 施錠

地震の揺れなどによって、家屋に損壊が見られる場合でも、できる限り施錠する。窓はサッシに元々ついているクレセント錠に加え、補助錠もつけてロックしておくこと万全である。

窓ガラスが割れている場合には、できればタンスや書棚などで塞いだり、板を打ち付けておくと、空き巣が侵入する際に手間がかかるので狙われるリスクを下げられる可能性がある。

イ 避難するときに携帯すべきもの

災害が発生してから72時間は、人命救助が優先されるため、支援物資の到着が遅れる可能性が高く、最低3日間（できれば1週間）は個人で対応することが求められる。

(ア) 非常持ち出し袋

生活必需品をひとまとめにして、玄関など直ぐに持ち出すことができる場所に置いておく。家族各人毎、内容も各人用を用意する。下記は一例である。

- ① 飲料水、直ぐに食べられる非常食
- ② 衣類、ひざかけ、軍手
- ③ 携帯トイレ、トイレトペーパー
- ④ 歯ブラシ、石鹸、タオル
- ⑤ マスク、アルコール消毒液、体温計
- ⑥ 現金（小銭）、預金通帳（キャッシュカード）
- ⑦ 簡易食器類、食品用ラップ、アルミホイル、ビニール袋
- ⑧ 缶切り、多機能ナイフ
- ⑨ 使い捨てカイロ
- ⑩ 救急セット
- ⑪ 保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書

(イ) 避難するときに携帯すべき重要書類・貴重品

避難所や特に自宅は盗難の心配があるが、重要書類・貴重品は携帯すべきである。銀行や信用金庫などの貸金庫を利用するのも一つの方法であるが、金融機関が被災して建物が倒壊すれば、貸金庫に預けたものは直ぐに取り出せなくなることもある。災害によって金庫内のものが紛失したり壊れたりしても保障はされない。

- ① 土地の権利証
- ② 有価証券などの重要書類
- ③ 実印
- ④ 火災保険証等

(ウ) 自宅への防災備蓄

避難所における生活用品不足分の避難所への持出または在宅避難に備え、自宅に防災備蓄も準備しておく。

- ① 飲料水
- ② 非常用糧食（缶詰、ジュース、菓子類）
- ③ 毛布（あれば寝袋）
- ④ 莫藪
- ⑤ カセットコンロ、ガスボンベ（停電、ガス停止対策）
- ⑥ スニーカー
- ⑦ 携帯ラジオ
- ⑧ 懐中電灯
- ⑨ 携帯トイレ（トイレ流し用水も備蓄）
- ⑩ その他（スイーツ缶等）

ウ 災害時に通帳やキャッシュカードを紛失

災害救助法が適用されるような災害が発生した場合、日本銀行は財務局などと連名で、被災した地域の関係金融機関などに対して「災害時における金融上の特別措置」を要請する。

特別措置が講じられると、預金証書や通帳を紛失した場合でも預金者本人であることを確認して払い戻しに応じて貰える。届出の印鑑のない場合には、拇印で応じられるようになり、事情によっては、定期預金や定期積金の期限前の払い戻しやこれを担保とする貸付にも応じて貰える。国債を紛失した場合の相談にも応じて貰える。

(3) 災害時要援護者の避難

災害対策基本法において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者の避難について個別避難計画の作成が位置付けられた。

要援護者又はその家族と、自主防災会、民生委員児童委員、地区内の支援者、福祉専門職等が協力しながら作成する。

2 仮設住宅

(1) みなし仮設住宅

ア 大規模な災害発生時

大規模な災害が発生した際、生活再建を目的として地方公共団体が民間住宅を借り上げて被災者に対して仮設住宅として供与し、その賃貸住宅を国や自治体が提供する仮設住宅に準じるものとみなす制度である。一般に仮設住宅と言うと、プレハブ平屋の仮設住宅を指すことが多い。

イ 借上げ住宅の条件（2016年の熊本地震における熊本県のケース）

- ① 応急仮設住宅としての使用について貸主から同意を得ているもの

- ② 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- ③ 家賃1ヶ月当たり原則6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下）

(2) 応急仮設住宅（災害救助法）

ア 趣旨

災害救助法が適用された場合に、災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ住宅等を建設し一時的な居住の安定を図るものである。

イ 対象者

災害により被害を受けた住家が罹災証明書で、「全壊」などの判定を受け、自らの資力により住宅を確保することができないなど長期間にわたり住家に戻る事が難しいと見込まれる者等

ウ 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内

4 能登半島地震に係る避難所等の状況（石川県、2月末日時点）

(1) 避難所の運営状況

ア 市町1次避難所

303箇所 9,503人（他に広域避難所20カ所993人）

イ 県避難所

1.5次避難所 1,227人

2次避難所（旅館・ホテル等） 4,210人

ウ 避難所の備蓄状況

(ア) 輪島市の備蓄状況

輪島市では、平成27年の地域防災計画で「備蓄施設の確保に努める」としていたが、48箇所の指定避難所のうち、28箇所に備蓄施設は無く、食糧や飲料水、簡易トイレなど避難生活に必要な物資が無かった。

地震で道路が寸断し、発災後の数日間、備蓄のない避難所では防寒具や食料が不足した。輪島市は予算不足などを理由としている。

約7,300人が避難したが、道路が土砂崩れや地割れで寸断され、指定避難所への運搬が出来ず、人口減を考慮して約1,800人の3食分5,400食を公民館など22箇所と防災倉庫1箇所に配分するにとどまった。

輪島市の上島安裕事務局長は、1月7日、「避難所では食生活も非常に悪く、今は1日1食か2食で温かい食事は出ず、市からの配給も足りていない。コロナやインフルエンザ、ノロといった感染症の蔓延も懸念される。」と話している。

(イ) 珠洲市の備蓄状況

珠洲市では、想定を上回る避難者数で物資が足りなくなったものの、全26箇所の指定避難所で備蓄があった。

しかし、珠洲市飯田町にある飯田小学校の避難所にいる市の職員は、「断水のため、飲み水だけでなくトイレや手洗いに使用するものも含めて水が極めて不足している。」と話している。

珠洲市の地震後に近くの学校に避難した自営業の50代男性は、「被災者で混み合い玄関で寝るしかなかった。一夜を明かした後は帰宅して発電機と備蓄していた水や食料でしのいでいる。余震は怖い、人の多い避難所では気持ちが落ち着かない」と話す。

(2) みなし仮説住宅の設置状況

みなし仮説住宅の設置の対象地域、対象者は次のとおりである。

ア 対象地域

地震により災害救助法が適用されている市町（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町）

イ 対象者

当該災害時に上記の市町に居住する者であって、以下いずれかの要件に該当する者

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ② 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
- ③ 2次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市町長が認める者

(3) 能登半島地震発災から6週間後（2月12日時点）

避難生活を続けている人は、避難所で1万3,000人余り、親戚の家などで6,000人余り、自宅でおよそ4,000人、車中泊で120人余りなど、少なくとも2万3,000人に上るとみられている。

第5 能登半島地震に係る応急復旧活動

1 自衛隊の災害派遣

(1) 概要

自衛隊は、天災地変その他災害に対して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、都道府県知事等の要請（ただし、特に緊急を要する場合は、要請を待たずに）に基づき、防衛大臣またはその指定する者の命令により派遣され、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行う。また、自然災害の他、航空機や船舶の事故等の救援、医療施設に恵まれない離島などでは救急患者の輸送などにも当たっている。

(2) 能登半島地震に係る災害派遣

ア 災害派遣要請

(ア) 石川県知事

1月1日、石川県知事から陸上自衛隊第10師団長（守山）に対して災害派遣要請があり、同時刻に受理した。

(イ) 富山県知事

1月4日、富山県知事から陸上自衛隊第10師団長（守山駐屯地）に対して災害派遣要請があり、同時刻に受理した。

イ 統合任務部隊（JTF）の編成

1月2日、陸自中部方面総監を長とする統合任務部隊（JTF）を編成（陸海空自衛隊約10,000名態勢）し、「1万人動員」がなされた。

JTFの中心は陸自第10師団（司令部は愛知県守山市、北陸3県と愛知、岐阜、三重各県が守備範囲で隊員数9,000人弱）で、被災地に近い金沢駐屯地（石川県）の部隊をメインに、“先遣隊”約1,000人が現地入りし、最優先の人命救助に当たった。

ウ 約1万人の災害派遣体制に移行

1月3日（水）以降、総理からの指示を踏まえ、被災者のニーズにきめ細かく寄り添った

生活支援活動を実施中である。

1月8日（月）、自治体のニーズを踏まえ、入浴支援等の生活支援を拡大した。DMATとの協力による患者空輸、消防庁からの依頼による高度救助者の空輸を実施した。

1月9日（火）以降、即応予備自衛官が生活支援活動に従事した。

2月2日（金）、自衛隊は統合任務部隊（JTF）から、地域に密着した陸自中部方面隊を中心とする約1万人の災害派遣態勢に移行。引き続き、被災者に寄り添ったきめ細やかな生活支援活動等を実施中である。

エ 自衛隊員の投入数

第10師団の主力が控える中京地域の普通科（歩兵）部隊なども、富山、鯖江（福井県）の各駐屯地に移動し、他地域の陸自部隊や海空両自衛隊もこれに続いた。

自衛隊員の投入数は、1月3日に約2,000人、4日に5,000人、7日には6,000人超と着実に増強され、2月2日（金）、自衛隊は統合任務部隊（JTF）から、地域に密着した陸自中部方面隊を中心とする約1万人の災害派遣態勢に移行した・

オ 活動実績（延べ）の概要（1月18日まで延べ）

人命救助：救助約1,040名

衛生支援：診療約660名

患者輸送：約720名

輸送支援：糧食約3,850,000食

飲料水：約2,054,000本

毛布：約19,000枚

燃料：約192,000L

給食支援：約163,000食

給水支援：約4,900t

入浴支援：約209,000名「はくおう」利用者約2,000名

道路啓開：県道1号、6号、52号、57号、266号、285号及び国道249号等の一部区間

2 警察災害派遣隊

(1) 即応部隊

警察庁は1月1日、長官をトップとした「非常災害警備本部」を設置した。1月4日までは16都府県警、約700人だった。被災地での救助活動の他、緊急車両の交通ルートの確保や遺体の検視に当たった。

石川県警と広域緊急援助隊は1月5日午前7時半までに、輪島、七尾、珠洲3市で、倒壊家屋などから計27人を救助した。

1月5日、全国の警察から石川県内に派遣している広域緊急援助隊の態勢を24都府県警の約1,100人に拡充した。

(2) 一般部隊

例えば、香川県は、1月4日、石川県に派遣した特別派遣部隊は、珠洲市内で安否不明者の捜索等の任務を終え、1月9日深夜、香川県に戻った。

1月12日から21日まで特別生活安全部隊の3名が石川県で支援活動を行い、被災地の避難所を巡回して相談受理や防犯指導等の被災者に寄り添う支援活動に従事した。

3 消防団

(1) 朝市の消火活動

1月1日夕、石川県輪島市の「輪島朝市」の一角で火の手が上がり、約300棟の家々を焼

いた。燃え盛る街で亡くなった人、行方不明者は少なくとも10人になった。

1日夜は、当初ほぼ無風で、その後も秒速5mにも届かないくらいの緩やかな南風だった。それでも、火は西側に延焼すると、南側、北側、東側へと炎がほうように木造密集地域で燃え広がり、倒壊した家屋や道路の寸断に阻まれて消火活動が遅れた。

輪島消防署が事態を把握したのは午後5時23分。地震による救助活動で火災現場近くにいたポンプ車など消防署と消防団の10台の54人が駆けつけた。本部に応援を要請するも、到着は望めない。市内各所で道路が陥没し、倒壊した家屋や土砂が行く手を遮った。

(2) 緊急消防援助隊

発災当日に近隣府県へ派遣を指示した緊急消防援助隊は約2,000人。72時間内に珠洲市や輪島市など半島北部で活動できた数は約1,800人に上り、大津波警報を受けて避難誘導したり、倒壊した家屋で救助にあたった。

(3) 能登町松波地区の例

家屋の倒壊が相次いだ能登町松波地区では、地元消防団員が人命救助に奔走した。電話が通じず救助要請もできない中、倒壊した家屋の中から住民6人を救った。

地区の消防団員は23人。被災直後から倒壊した家屋を回り「誰かおらんか」と声をかけ、逃げ遅れた人を探した。ある住宅では団員がとっさに見つけた車のジャッキでがれきを持ち上げて、屋根につぶされた人を引っ張り出した。近くの工務店からチェーンソーを持ってきて、崩れた柱や床材を切断して住人を見つけた場面もあった。

4 DMAT、JMAT

(1) 概要

ア DMAT（災害派遣医療チーム）

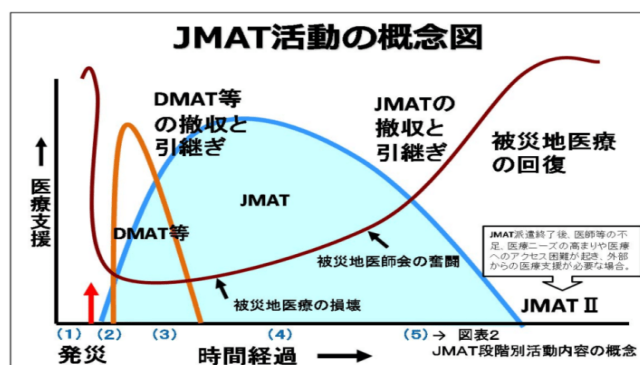
災害派遣医療チームは、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場で、概ね48時間以内に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームである。

DMATチームは、1チームあたり、医師1人、看護職2人、事務職員1人の4人が基本である。

発災から約72時間以上が経過すると急性期の患者数も落ち着き、100時間程度で後方支援基盤が整うことから活動は終結するが、災害の種類や規模によってはJMATと交替する。

イ JMAT（日本医師会災害医療チーム）

JMATは、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的としている。



日本医師会が被災地外の都道府県医師会ごとにチームを編成し、被災地の医師会からの要請で派遣を行う。

JMATチームは、1チームあたり、医師1人、看護職2人、事務職員1人の4人が基本

である。

(2) 能登半島地震における JMAT 活動

能登半島地震における JMAT 活動は

- ① 能登中北部の被災地における避難所の巡回診療等
- ② 被災された診療所・クリニックの診療再開への支援、
- ③ 金沢市や小松市に開設された 1.5 次避難所や 2 次避難所の健康管理—
の 3 つの役割を担った。

兵庫県医師会 JMAT チームは 1 月 10 日から 1 月 22 日まで穴水町保健センター内に置かれた JMAT 能登北部調整支部で統括業務を行った。ここは 1 月 16 日から七尾調整支部から穴水町、輪島市、能登町、珠洲市を担当する支部として分かれた。

5 対口(たいこう)支援(応急対策職員派遣制度)

(1) 応急対策職員派遣制度

ア 「対口支援」とは

「対口支援」とは、大規模災害で被災した自治体と支援側の自治体がパートナーとなり、復興における各種支援をするための手法であり、中国語で「対口」はペアを意味している。

「対口支援」のイメージ図



総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、応援職員確保調整本部（総務省及び全国知事会等で設置）において、都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で被災市区町村に割り当て、支援を行う。

イ 応援職員の派遣

災害発生時において、“総括支援チーム”の派遣（被災市区町村が行う災害マネジメント支援）及び“対口支援チーム”の派遣（避難所運営や罹災証明書の交付業務等に対するマンパワー支援）を行う。

応援職員の派遣は、被災市区町村から被災都道府県への応援要請が基礎となり、被災都道府県内の応援だけでは対応が困難であり、広域的な応援が必要な場合に、被災都道府県から派遣要請される。

(2) 能登半島地震に係る対口支援

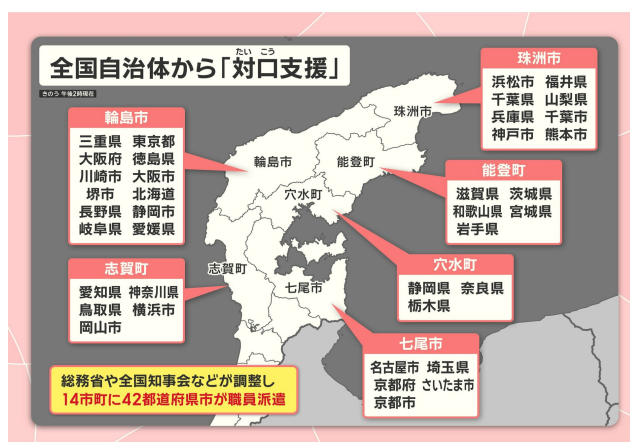
ア 支援状況の例

1 月 4 日には浜松市が珠洲市、1 月 5 日には京都市が七尾市、大阪市や堺市が輪島市など、それぞれが応援職員を派遣している。その後も発災から数日で全国の自治体から職員が派遣され、被災地での支援に従事しており、従来にはない迅速な初動対応となっている。

福井県は、3 月 6 日現在、職員派遣は石川県全体で 74 名、そのうち珠洲市内で 43 名が避難所運営支援活動などを行った。

イ 総務省

今回の能登半島地震では、被災自治体のパートナーとなる支援自治体の割り当てに際し、総務省が被害状況や人口規模などを踏まえ、全国知事会や関西広域連合などと調整した。



6 災害ボランティア活動

(1) 概要

ア 災害ボランティア活動

地震や水害、火山噴火などの大規模な災害が発生した際、被災地のために見返りを求めず自発的に行う、復旧・復興のための支援活動のことである。災害ボランティア活動でできることとしては、家屋の片付けや炊き出し等の直接的な復旧支援だけでなく、被災者の活力を取り戻すための交流機会作りや被災者への寄り添いなど、被災した地域や住民が、1日でも早く元の生活に戻るお手伝いをするを目的とし、被災者のニーズに対応した活動を行う。

イ 災害ボランティア活動の種類

災害時には全国から「被災者、被災地のために手助けをしたい」とボランティアが集まる。災害の種類や、活動の実施時期によって支援ニーズは変化するため、災害ボランティアの活動内容も多岐にわたる。力仕事から、人と人との交流を主にする活動、現地に行かなくてもできる支援まで様々である。また、そういった支援は災害直後だけでなく、長期間にわたって行われる。

ウ 災害ボランティアセンター

被災地に駆け付けたボランティアによる混乱を防ぎ、その力を現地のニーズに結びつけコーディネートする組織で、被災者の要望や被害状況、生活支援などを、心や気持ちなどの把握も努めた上で、市民ボランティアとともに支援のやり方を検討する。

平時は、全国の市区町村にある社会福祉協議会（社協）という民間組織で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援等々、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる社協が、発災時に災害ボランティアセンターを立ち上げて運営している。

(2) 能登半島地震に係る災害ボランティア活動

発災1カ月が過ぎても、災害ボランティアセンターを通じて活動しているのは延べ2,739人。阪神・淡路大震災では発生1カ月で延べ62万人だった。

能登半島地震で、災害ボランティアのあり方が問われている。背景の一つに、交通事情などを理由としたボランティアの自粛ムードがある。石川県は「個別に被災地に行くことはお控えください」と呼びかけている。

一方、食料や宿泊場所を自ら確保し、得意分野で支援する「専門ボランティア」は114団体が現地入りした。

7 自主防災組織の活動

(1) 珠洲市三崎町寺家下出地区の例

能登半島の先端部に位置している珠洲市三崎町寺家下出地区は、約40世帯約90人が暮らす三崎町北部の海沿いの地区で、津波で大きな被害を受けた。

堤防を越える大きな津波が、地震から25分ほどで襲来し、多数の住宅が倒壊した。防災士や地区の役員等の協力によって、自主防災組織が設立され、避難計画等が準備されており、10年以上毎年1～2回、地震や津波を想定した避難訓練を継続していた。

体の不自由な人は、元気な人が背負う等互いに助け合い、住民全員が、避難路である坂道を登って、高台の集会所に避難し、全員の命が助かった。

下出地区の避難訓練では、毎回、班ごとに避難時間を計測しており、最短ルートでの避難を研究し、日頃から発災時は集会所に集まることを徹底していた。そのため、住民たちは迅速な避難に慣れており、今回の地震でも自然と避難先に集まった。有識者からも住民からも、その避難訓練の成果が発揮されたと言われている。

石川県は「自主防災組織活動の手引き」を作成し、自主防災組織の充実・強化に向けた活動を積極的に実施していた。

(2) 能登町などに派遣された茨城県職員の話

能登半島地震で被害の大きかった能登町などに派遣された茨城県職員は、「公民館などの各避難所では、地区の区長や公民館長が中心となって避難所を自主的に運営していた。組織がしっかりしており、トップの方にニーズを聞いて対応した。」と話している。

第6 能登半島地震に係る政府の対応

1 時程的経過

1月 1日 同日16時30分に災害対策本部を設置

1月 2日 非常災害対策本部会議（第1回）開催

1月 4日 県庁にミニ震が関

首相はTV番組で、「石川県庁に各府省の審議官級の幹部を派遣する。現地のニーズをしっかり把握できるし、判断も的確・迅速にできる。」と語った。

1月11日 激甚災害の指定

政府は、令和6年能登半島地震による災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令を閣議決定し、公布・施行した。

1月21日 雑損控除

能登半島地震の被災者を税制面から支援するため、自宅や家財の被害に応じて所得税や住民税を減税する措置を1年、前倒しして適用することなどを盛り込んだ法律が同日の参議院本会議で可決・成立した。

この法律では災害で自宅や家財に被害が出た際に損失額に応じて所得税や住民税を減税する「雑損控除」という措置について能登半島地震の被災者には1年、前倒しして適用できるとしている。

1月25日 能登半島地震の復旧・復興に向けた政府の支援策（支援パッケージ）

政府は1月25日、令和6年能登半島地震非常災害対策本部を開き、「被災者の生活と生業

（なりわい）支援のためのパッケージ」を決定した。

ア 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、

住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

- ① 避難所等における生活環境の改善
- ② 命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難
- ③ 住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
- ④ 切れ目のない被災者支援
- ⑤ 金融支援・税制上の対応等

イ 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

- ① 中小・小規模事業者の支援
- ② 農林漁業者の支援
- ③ 観光復興に向けた支援
- ④ 地域の雇用対策等

ウ 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

- ① 迅速な災害復旧
- ② 復興まちづくり
- ③ 令和6年能登半島地震についての緊急調査

2 予算措置

1月9日

第1弾として47億円を支出することを閣議決定。緊急で水・食料、燃料・生活用品などの物資を送る費用に充てた。

1月26日

第2弾として、被災地での生活や事業の再建に向け2023年度予算の予備費から1553億円を支出することを閣議決定した。中小企業の工場や店舗などの復旧へ1件あたり最大15億円補助する。旅行代金を1泊最大2万円割り引く「北陸応援割」も設けて観光需要を喚起する。

3月2日

第3弾として、支援パッケージに基づく対策を一層拡充・加速させるため、予備費第三弾について、特別会計における財政措置とあわせて総額1,167億円を措置することを閣議決定した。

- ① 仮設住宅について、年度内4,000戸から4,600戸への石川県の着工前倒しへ支援する。
- ② 新たな交付金制度について、石川県の取組と合わせて、能登地域6市町の住宅半壊以上の支援が必要な被災者世帯を、子育て世帯を含めて幅広く対象にする。
- ③ 災害廃棄物処理について、財政力に鑑みて財政負担が特に過大となる自治体の更なる負担軽減を図るため、石川県が設置する基金へ補助する。
- ④ 道路、上下水道、港湾や空港施設の応急復旧、更に本格復旧を迅速に進めるとともに、サルベージ船を活用した漁船の移動支援を行うなど、生活再建・生業（なりわい）再開に向けて、復旧・復興への取組を一層加速する。

特に、住民生活にとって極めて大事な上下水道に大きな被害が生じており、特に被害の

大きい団体について、負担軽減のため、地方財政措置を大幅に拡充する。

第7 反省と教訓

1 室崎益輝・神戸大学名誉教授の指摘

石川県の災害危機管理アドバイザーを務め、県防災会議震災対策部会長でもある室崎益輝・神戸大学名誉教授は「反省すべき点が多くある」と指摘した。

(1) 大きく2つの誤ちがあった

今回の地震では、助けを求めている被災者のところに救援隊がすぐに駆けつけることができなかった。これが大きな反省点だった。その根源をたどると、大きく2つの誤ちがあった。

ア 1つ目の過ちは事前の被害想定のおかしさである。

能登地方でこれほど大きな地震は起きるはずがないという思い込みも含めてのことであるが、国、石川県ともきわめて小さな地震しか想定していなかった。その結果として、事前の準備がきちんとできていなかった。

孤立集落があちこちで発生する事態を見越していれば、備蓄対策のあり方も違っていたし、平時の情報通信が途絶しても連絡を取れる衛星携帯電話を配備するといった事前準備もやっていた筈である。

イ 2つ目の過ちは、地震発生直後に被災状況の把握がスムーズにできなかったことが、初動対応の遅れにつながった点である。

政府は当初、災害対策基本法に基づく態勢としては最も下のクラスの「特定災害対策本部」の設置にとどめた。これを「非常災害対策本部」に格上げし、同本部の会議を初めて開催したのは翌1月2日の午前9時過ぎのことであった。

初動態勢の構築が遅れた結果、自衛隊投入の規模も当初の1,000人規模から小出しになってしまった。

(2) 石川県の地域防災計画（地震災害対策編）は四半世紀にわたってそのまま

能登半島沖の地震をめぐり、石川県が想定される地震として地域防災計画に示していたのは27年前のもので、今回の地震よりも規模が小さく、「ごく局地的な災害で災害度は低い」と評価していた。

石川県の災害対策基本法に基づく「地域防災計画（地震災害対策編）」では、「能登半島北方沖」を震源とする地震としてはマグニチュード7.0を想定し、被害の概況についても「死者数7人、建物全壊120棟」「ごく局地的な災害で、災害度は低い」とされており、四半世紀にわたってその想定は見直しがなされていなかった。

石川県においては、どの活断層がどのように連動するか否かについては、国の科学的知見の発表を踏まえて検討すればいいという姿勢であった。その結果として、地震被害の想定の本来的見直しが遅れてしまった。

国のトップダウンに基づく防災ではなく、地方自治体から動くボトムアップの防災に切り替えるには、自ら独自に積極的に被害の想定をしなければならない。

高齢化や過疎化が進んでいる中で、四半世紀も被害想定の見直しを放置していたということ自体、間違っていた。

2 自衛隊の災害派遣（本稿作成者の私見）

(1) 人命救助のための被災情報の把握

石川県は、県担当者自身が多く被災し、県内被害状況を殆ど把握していない状況で災害派遣要請をした。自衛隊側も県からの被害状況が入らないと言っていたが、被害状況を速やかに把握出来る能力があるのは自衛隊しかない。

自衛隊は、人命救助が最優先のミッションであり、全壊家屋の下敷きになっている人命救助は人海戦術にならざるを得ないことから、全壊家屋の集中地域、地域ごとの全壊概数を把握するため、第10飛行隊のヘリ（偵察部隊同乗）による能登半島全域の航空偵察と県庁や自衛隊への映像伝送を行い、被害状況の共有が必要であった。

大雑把であるが、建物全壊数は、石川県では約8,500棟、能登半島北部（輪島市、珠洲市）に限定すれば約6,000棟であり、仮に1棟に2名（72時間以内の救助のために配置）が人命救助に当たるとすれば、約1.2万人の勢力（約8個普通科連隊に相当）が必要であった。

自衛隊は、この普通科連隊を速やかに倒壊家屋が集中する地域に派遣するため、第1ヘリコプター団（木更津駐屯地、陸上総隊隷下）等のヘリ部隊を投入し、陸路派遣が困難な重点地域に集中空路派遣すべきであった。

(2) 寸断した道路の大規模応急啓開

能登半島全域の道路が寸断し、道路上の瓦礫や段差がいたるところにあり、派遣部隊の移動、避難所への物資輸送等も困難な状態が長く続き、車両通行止めで閉鎖されたままであった。

一刻も早い寸断した道路の大規模応急啓開が必要であったが、大規模応急啓開の能力は陸上自衛隊の施設団しか有していない。

能登半島全域の大規模応急啓開のため、道路航空偵察を速やかに実施し、第1施設団（古河駐屯地：東部方面隊）、第4施設団（大久保駐屯地：中部方面隊）、第2施設団（船岡駐屯地：東北方面隊）の急派が必要であった。

3 避難所は100年前と変わらない

自民党の石破茂元幹事長は、1月26日の衆院予算委員会で、災害対応に関して「イタリアで地震が起きると48時間以内にコンテナトイレ、テント、ベッドが来る。ボランティアのシェフがイタリア料理のフルコースを出す。絶望の淵にある人を励ますために必要という考えだ」と指摘し、一方で我が国の避難所の現状について、「言葉を選ばずにいえば、雑魚寝の状態だ。100年前と変わらない。健康で良好な環境を得るのは、避難所に暮らす人の権利だ」と強調した。

これに対し、首相も避難所の支援体制について「おっしゃるように、体制や状況について不断の見直しが必要だ」と応じた。

南海トラフ地震の想定避難者数は約950万人、首都直下地震等による想定避難者数は約299万人とされている。極めて大きな課題である。

追記

1 災害対策関係の法律体系に記載の無い災害関係規定の法律

第1に記載の「災害対策関係の法律体系」に記載の無い法律で、他に災害関係を規定する重要な法律がある。

(1) 半島振興法

半島振興法は、半島振興計画の内容として、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項として、水害、風害、地震災害、その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項も定めることとしている。

濱口和久・拓殖大学特任教授・防災教育研究センター長は、能登半島地震被害について次のように述べている（産経新聞「正論」、1月17日）。

半島振興法（昭和60年成立、能登半島も対象）は、「国及び地方公共団体は（中略）、住民

が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備、(中略)被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。」(第15条4)とあり、半島振興法の目指す防災対策がしっかりと進められていたら、能登半島震災発生後の対応はかなり違ったものとなっていたと思われる。

発災後の対応の遅れは、地震に対する「平時」からの油断が招いた人災の側面もある。「国難」級の地震が発生したとしても、慌てることなく対応できるよう、「平時」からの対策・備えを片ときも疎かにすべきでないということを肝に銘じるべきである。

(2) 国土強靱化基本法(正式名「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」)

ア 国土強靱化基本法の趣旨

国土強靱化基本法は、地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す法律である。

令和5年の改正により、国土強靱化実施中期計画策定を法定化した。強靱化の実施計画が切れ目なく策定されることになり、継続的・安定的に国土強靱化の取り組みを進めることが可能となった。

イ 国土強靱化を推進する上での基本的方針

- ① 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- ④ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化

ウ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国土の強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域内における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 緊急災害対策派遣隊

緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災自治体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために国土交通省に設置されたものである(法的根拠はないようである)。

地方自治体からの要請等に基づき迅速に出動し、被災状況の把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う事を目的に、平成20年度から活動を開始した。

3 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(1) 民間の自主的なルール

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、平成27年(2015年)12月に取りまとめられた民間の自主的なルールであり、平成28年(2016年)4月から適用が開始された。

このガイドラインは、「災害救助法」が適用された自然災害により被災した個人または個人事業者の方を対象としており、このガイドラインを利用することによって、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話

し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができる。

(2) メリット

ア メリット1

個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及ばない。破産手続・再生手続とは異なり、このガイドラインに基づく債務整理の場合には、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れにも影響が及ばない。

イ メリット2

国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」が無料で手続を支援する。このガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、弁護士などの「登録支援専門家」が、債務者及び債権者のいずれにも利害関係をもたない中立かつ公正な立場でこのガイドラインに基づく手続を支援する。

ウ メリット3

義援金等に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができる。具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なるが、預貯金などの財産の一部を「自由財産」として残すことができる。

4 地震の周期と木造建物被害の関係

(1) キラーパルス

地震が起きると様々な周期の揺れが発生する一方、建物には揺れやすい周期があり固有周期という。固有周期は、建物の高さや剛性によってそれぞれ異なり、地震の周期と建物の固有周期が一致してしまうと、共振の状態となり建物はより大きく揺れる。

短周期地震動は「1秒以下と短く小刻みな揺れの周期」が特徴で、固い地盤ほど揺れが伝わり、低い建物ほど短周期地震動と共振しやすい。

長周期地震動は「2秒以上の周期でゆっくりと大きく揺れる」ことが特徴で、震源から遠く離れた高さ60m以上の高層ビルや石油タンクなどと共振する。

1～2秒周期の地震動は「キラーパルス」と呼ばれている。最近の木造家屋の固有周期は0.1～0.3秒ほど、古い木造家屋でも0.3～0.5秒ほどであるが、大地震により木造建物の構造に損傷が進むと固有周期がキラーパルスに近づき、共振により更に損傷が拡大し倒壊しやすくなる。

(2) キラーパルス対策

キラーパルスによる建物の基礎・構造躯体の倒壊を防ぐための対策の一つとして、耐震等級3に適合した住宅を建てることである(耐震等級3等級1の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度)が、既設住宅には、建物の壁や柱などにダンパー(制振装置)を設置して地震の揺れを吸収することで、キラーパルスによる建物へのダメージを抑えることが可能である。



5 液状化被害に補助制度

岸田文雄首相は、3月22日、復旧・復興支援本部で、液状化被害を受けた宅地に再発防止の

補強をする際の国の財政支援割合を引き上げると表明した。4月から通常は4分の1としている補助率を2分の1にする。

液状化の被害を受けた道路や公園、水道といった公共施設と、それらに隣接する住宅地などで自治体が一体的に液状化対策を講じる場合に対象となる。残りの費用は自治体が負担する仕組みである。

それ以外の地域で個人が住宅を復旧する場合も、宅地の傾斜の修復や耐震改修工事に必要な費用に対し、新たに最大120万円の補助を行う。

国土交通省の推計では、液状化被害は新潟、富山、石川3県で約1万5千件（2月28日時点）に上る。

国交省の「宅地液状化防止事業」を拡充し、被災した宅地と、近隣の下水道や道路といった公共施設を一体的に補強することなどを条件に、国が自治体に交付金を配る。2011年の東日本大震災後に創設され、2016年の熊本地震でも国の補助率を2分の1に引き上げた。